

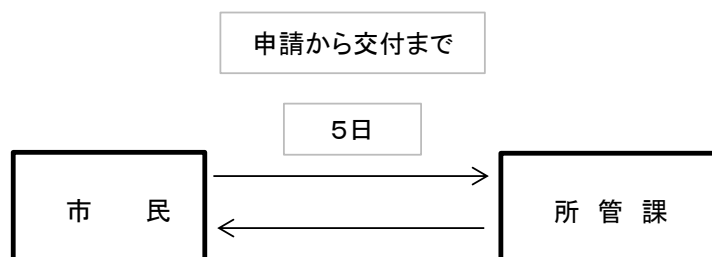
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 27

処 分 名	保安業務規程の認可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、保安業務規程の認可を行う。	
根 拠 法 令 名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	
条 項	第35条	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>法第35条第1項に該当する者の申請で、第35条第2項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条 保安機関は、保安業務に関する規程(以下この章において「保安業務規程」という。)を定め、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 保安業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。 3 第1項の認可をした経済産業大臣又は都道府県知事は、その認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その保安機関に対し、その保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第39条 2 法第35条第2項の保安業務規程で定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 事業所の所在地 二 各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数 三 保安業務を行うことのできる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項 四 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項 五 保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法 六 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法 七 前各号に掲げるもののほか、保安業務に関し必要な事項</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。